

社会福祉 あきた

NO.
325
2013.3.31



【写真】「ご協力お願いします!」

秋田県社会福祉会館に“赤い羽根自動販売機”が設置されました。
売り上げの一部が赤い羽根共同募金への寄附金になります。

(写真左:県共募 会長 菅 義雄 氏)
(写真右:本会 常務理事 高橋 豊)

特集

- P2 急がれる社会福祉施設における災害支援ネットワークの構築
- P4 求められる現職員の定着化
～福祉の就職総合フェアから見える福祉労働の現状～
- P6 福祉サービス第三者評価の積極的な受審を期待
- P7 平成25年度秋田県社会福祉協議会事業方針及び予算
- P9 皆様の善意



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

急がれる社会福祉施設における 災害支援ネットワークの構築

～あり方検討委員会中間まとめから～

秋田県社会福祉協議会では、平成24年度、種別7団体（経営協・老施協・障害協・セルプ協・母子協・児童協・保育協）並びに秋田大学林准教授を加えたメンバーにより「社会福祉施設における災害支援ネットワークのあり方検討委員会」を設置し、災害対応のあり方について、5回にわたり検討してきました。

この委員会は、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では施設種別において、①支援要請窓口の分散化②支援要請に対する支援体制の停滞等が課題として挙げられ、支援が効率的に行われなかったことから、本県で災害があった場合の支援体制を構築するため設置されたものです。

委員会では、被災施設の発災直後の対応状況や施設として何が必要だったかを明らかにするため、岩手県大船渡市と宮城県仙台市で

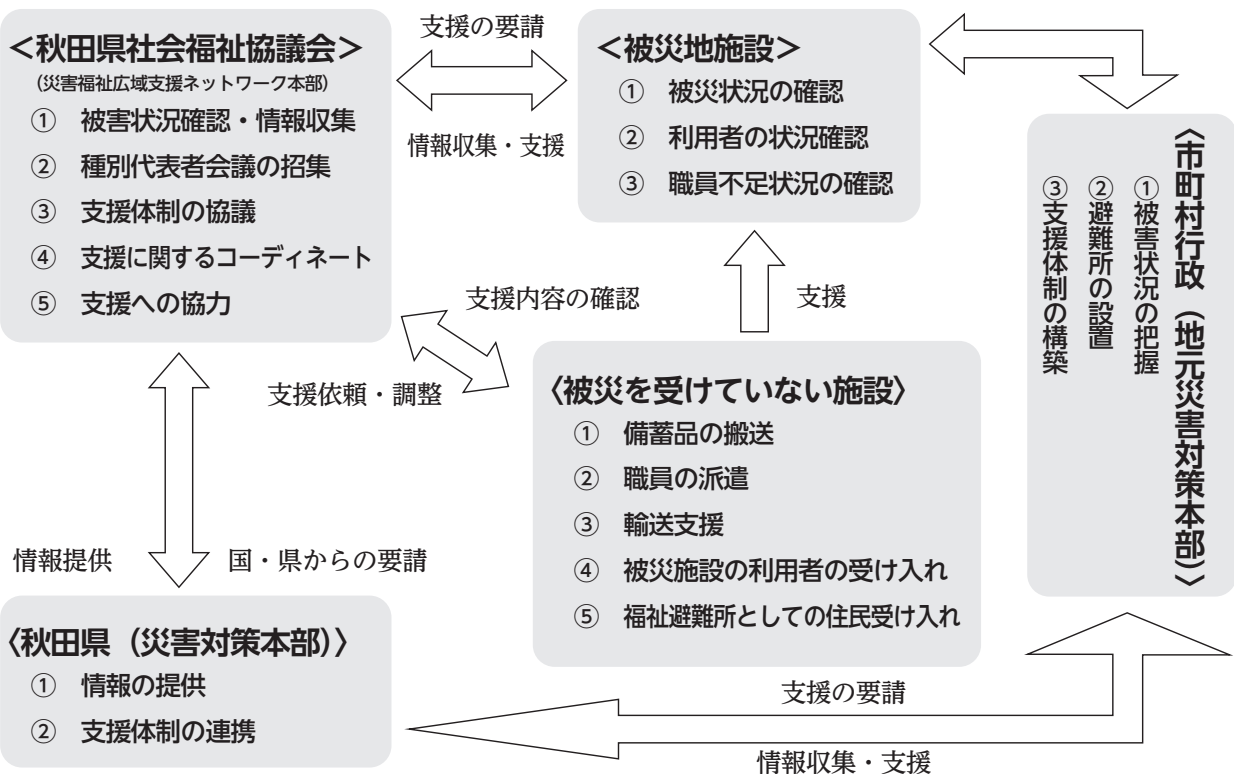
施設運営を行っている社会福祉法人成仁会・社会福祉法人杜の里福祉会理事長 山崎和彦氏を招いて、学習会を行いました。その後、①平常時における施設の準備②災害発生時の被災者の受け入れと職員の対応③避難所移行時の対応と社会福祉施設間の連携など、段階別に対応を整理しながら、あり方について協議しました。

この委員会で協議したポイント

①平常時

- ・災害協定を含め、各施設や事業所で地元行政並びに町内会・自治会との連携強化
- ・各施設や事業所において管理者不在時を含め、役割分担を確認すると共に避難訓練の徹底
- ・施設や事業所所属の種別協議会並びに郡ブロック組織内での連携・支援体制の構築

社会福祉施設における災害支援体制



②災害発生時

(被災施設・被災地にあり被害がない施設)

- ・ 利用者の避難誘導・安全確保・安否確認
- ・ 地元行政への連絡
- ・ 休日職員の安否確認
- ・ 地域住民の一時避難受入れ

(被災地以外の施設)

- ・ 被災施設利用者の受入れ準備
- ・ 福祉避難所受入れ準備

③災害発生3日目以降

(被災施設)

- ・ 利用者に対する支援要請
- ・ 安全確保ができるか判断

(被災地にあり被害がない施設)

- ・ 一時避難者の公的避難所への移行

(被災地以外の施設)

- ・ 被災施設利用者受入れ
- ・ 福祉避難所として公的避難所からの受入れ

以上の対応内容が協議され、各種別協議会に報告することとしました。

この協議のさなか、国の議論においても、東日本大震災での社会福祉施設の支援が効果的に行われなかったことを課題とし、「災害福祉広域支援ネットワークの構築」について都道府県に通知されました。内容は、本会で進めてきた委員会同様、各県に1カ所拠点本部を設置し、不測の事態に対応していかなければならないという方向が示されています。これについても、委員会の協議を踏まえ、本会もその役割が担えるよう努力していきたいと考えております。

現在、この中間まとめを各種別協議会の理事会や総会で説明し、ご理解とご協力をお願いしているところです。

平成25年度は本会が各種別協議会間を調整しながら協定締結の推進に取り組んでいくと共に、併せて、施設や事業所各々が当該行政、町内会・自治会との協定や覚書等の締結を推進することとしておりますので、引き続き、各種別協議会のご支援・ご協力をお願いいたします。

災害時における施設ネットワーク

秋田県社会福祉協議会（情報収集・支援調整）

災害発生時の被災施設の動き

災害発生直前情報
災害発生

勤務職員対応

- ① 施設長・リーダー職の避難指示（非常利用状況の把握）
- ② 利用者の避難誘導【施設外の場合もあり】
- ③ 利用者・職員の状況把握（生存、不明者を含め）

【施設内避難の場合】

設備の稼働（発電機、ライト、呼吸器等の電源確保）
食料・水・備品の運び出し・確保

- ④ ラジオ、携帯電話テレビ、車両ナビによる災害の内容・情報収集
- ⑤ 施設の状況確認
職員への連絡→衛星電話・無線がある場合、携帯メール
支援要請 →衛星電話・無線がある場合、携帯メール

【施設の被害が少ない場合】

- ⑥ 自治会・町内会の要援護者の一時避難受入
自治会・町内会の地域住民の緊急一時避難受入



相互連携

町内会・自治会（市町村指定避難所に遠い場合）

- 【町内会・自治会との協定や確認されていることが前提】
- ① 自治会・町内会内の要援護者の近隣社会福祉施設への避難
 - ② 自治会・町内会住民自身の近隣社会福祉施設への避難
 - ③ 施設避難後の利用者の避難誘導の手伝い
 - ④ 避難施設職員の補助

救援隊の到着までの施設の対応

救援隊・救援物資
の到着

- ① 利用者、地域住民の状況把握（特に利用者、要援護者への配慮）
- ② 利用者、地域住民の安全確保
- ③ 地域住民への市町村行政指定避難所移動（緊急一時避難後）の説明

勤務外職員対応

- ① 自身の安全確保
- ② 家族の安否確認
- ③ 自宅の状況の確認

本人・家族の安全が確認できた職員が施設並びに避難指定場所に参集

被災を受けない施設の動き

種別協議会の対応

- ① 各種別協議会と県社協による被災施設の状況把握
- ② 協定等による種別間の支援体制協議
- ③ 各種別への支援要請

被災施設への支援

人的支援

- ① 被災施設の施設運営における人的不足に対する派遣
- ② 被災施設利用者の受入施設への移動時の支援
- ③ 福祉避難所を開設した施設の人的不足に対する派遣
- ④ 国・県の要請に基づく避難所に対する人的派遣

物資支援

- ① 状況把握に伴い、不足している物資の支援
- ② 物資の支援における輸送支援
- ③ 車両等の器具什物の支援

受入支援

- ① 福祉避難所の開設
- ① 被災施設の入所者の受入
- ② 避難所にいる福祉の支援が必要な方の受入

求められる現職員の定着化！ 福祉の就職総合フェアから見える福祉労働の現状

秋田県福祉保健人材・研修センター

(秋田県社会福祉協議会 福祉人材無料職業紹介所)



8月に開催された第1回目のフェアの様子。
過去最多の63事業所が参加しました。

参加事業所の状況

8月の参加事業所数はこれまでで最も多い63カ所で、2月の参加事業所数と合わせると114カ所にのぼり、年度単位でも過去最多となるなど、当フェアの認知度が高まったものと推察されます。

法人別にみると、事業開始当初は社会福祉法人が主であった参加が、今回は社会福祉法人が59カ所、医療法人が11カ所、営利法人が41カ所などと、社会福祉法人以外の参加が約半数にのぼっています。中でも民間会社の増加が近年の特徴となっており、介護分野における規制緩和を背景にサービス実施主体が多様化したことを象徴しているとも言えます。

また、参加事業所の増加傾向と相まって、求人数も増加の一途を辿っています。8月は求人数も過去最多となる375名で、5年前(188名)の約2倍、10年前(86

名)と比較すると4倍の求人数となっています。

職種別の求人を見ると、介護職の求人が344名と求人の半数を占め、次いで多いホームヘルパーの116名とは大きな差となっています。

雇用形態別では、正職員が302名、正職員以外の常勤職員が182名、非常勤・パート職員が177名と、かつては少なかった正職員の求人が最も多い状況となっています。

求職者の傾向と福祉労働市場

一方、フェア参加者数は平成21

年の433名をピークに年々減少傾向にあり、今回は231名にまで落ち込むなど、求人数の半数にも満たない状況となっています。

こうした傾向はフェアに限ったものではなく、当センターにおける無料職業紹介業務、さらには全国的な福祉分野の傾向としても同様のことが言え、人材不足が社会問題となった平成19・20年度以上に厳しい状況となっており、より一層人材確保が困難な状況となっています。

その背景には景気の動向があげられます。平成20年のいわゆるリーマンショックの影響による景気の冷え込みで、全ての産業にお

法人別参加事業所数 単位：カ所

法人	8月	2月	合計	比率
社会福祉法人	32	27	59	51.8%
医療法人	7	4	11	9.6%
株式会社・有限会社	23	18	41	36.0%
その他	1	2	3	2.6%
合計	63	51	114	100.0%

※「その他」…NPO、JA、社会医療法人

職種別求人数 単位：人

職種	8月	2月	合計	比率
介護職	208	136	344	52.0%
ホームヘルパー	44	72	116	17.5%
看護職	50	36	86	13.0%
相談・支援・指導員	30	13	43	6.5%
介護支援専門員	14	14	28	4.2%
セラピスト	13	7	20	3.0%
サービス提供責任者等	3	3	6	0.9%
栄養士	4	1	5	0.8%
調理員	2	0	2	0.3%
保育士	0	2	2	0.3%
運転手	1	0	1	0.2%
事務職	0	1	1	0.2%
管理職	0	0	0	0.0%
その他	6	1	7	1.1%
合計	375	286	661	100.0%

雇用形態別求人数 単位：人

雇用形態	8月	2月	合計	比率
正職員	175	127	302	45.7%
常勤(正職員以外)	123	59	182	27.5%
非常勤・パート	77	100	177	26.8%
合計	375	286	661	100.0%



各事業所担当者の話に聞き入る参加者たち。
希望の職場を目指す眼差しは真剣です。

調査から見える福祉の職場

ける有効求人倍率が低下していましたが、近年は右肩上がりに推移しています。

今年4月の政府の月例経済報告では景気が上昇していること、雇用情勢が厳しいながら改善しつつあることがあげられています。こうした全産業の雇用情勢改善により、他業種の求人が増加したことが福祉分野の人材不足に影響を及ぼしているとも考えられます。

従来より、福祉分野の人材確保が難しい理由として、給与等の低さや労働条件の過酷さが指摘されていたところですが、しかしながら、当センターが昨年度に求職登録者

を対象として実施したアンケート調査（求職者アンケート調査）の中で、過去に福祉の仕事に就いたことがある方に退職理由を伺ったところ、「職場の人間関係」との回答が15.8%と給与を理由とする回答13.3%を上回り最も多かったほか、福祉の仕事希望する理由では「働きがいのある仕事だから」が19.4%と最も多いなど、福祉の仕事を継続していくうえでは処遇等の改善も然ることながら、職場内の人間関係を良好に保つためのマネジメントや働きがいを求めて就職した職員の気持ちを維持し、高めていくための取り組みが求められます。

一方、県内の福祉事業所を対象とした調査（社会福祉施設等における人材確保に関する実態調査）で、昨年度中の県内の退職者は年度当初の職員数に対し11.2%にものぼり、その在職年数については「1年未満」が27.0%と最も多くなっています。退職理由としては「転職（福祉分野）」が20.1%と最も多く、安易に離職を繰り返すなど自身に問題を有するケースもあるものの、前述の求職者アンケートの結果と重ね合わせてみる

と、福祉市場の中で働きがいや良好な人間関係が見いだせる職場を探し巡る求職者が少なくないと予測されます。

センターの取り組み

今後、少子化の進行により若年者の数が減少していく中で、新たな人材をいかに確保していくかを考える前に、今いる職員をいかに定着させるかが肝要と言え、当センターとしてもそのための役割機能を発揮していくことが求められています。

当フェアは今回で12年目を迎えました。この間の採用者数は327名と、昨今の情勢からみれば決して多いとは言えませんが、参加者のニーズを踏まえ試行錯誤を繰り返しながら開催しております。

2月のフェアでは、新たな試みとして福祉未経験者であっても気軽に参加できるよう、福祉のしごとに関心がある方を対象としたセミナーを企画、開催しました。

そこでは、実際に福祉の現場で活躍している施設職員2名から、福祉の仕事の楽しさや厳しさ、や



第2回フェアでのセミナーの様子。先輩職員から福祉職を目指す参加者にメッセージが贈られました。

りがいなど、自身の経験に基づく貴重なお話をいただき、これから福祉の仕事を目指そうとする方にとっては非常に勇気づけられるメッセージになりました。うち1名は当センターの利用がきっかけで現職に就いた方です。こうして、僅かでも関わらせていただいた人材が担い手を育てる立場となる様子を目の当たりにすることで、当センターとして一定の役割を果たしていることを実感します。

今後とも、福祉人材の確保と定着、育成に向け、県民及び関係者のお役に立てるよう尽力して参りますので、一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

福祉サービス第三者評価の積極的な受審を期待

秋田県では、平成25年度から福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」）の推進体制が変わります。また、第三者評価の義務化などに伴い、福祉サービスの質の向上のため積極的な取り組みや円滑な推進が求められています。

第三者評価とは

第三者評価は、事業者が提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う仕組みです。

その目的は、福祉サービスの質の向上と、利用者・家族が事業者を選択する際の必要な情報とすることです。

また、事業者にとっては第三者評価を受審することにより、利用者・家族に対する安全や権利擁護への意識が高まり、職員の気づきの力や組織としての課題発見・改善力が向上することから、結果として健全な福祉経営や利用者本位のサービス提供につながるための有効な手法として位置づけられています。

推進組織の移管

秋田県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」）は、

秋田県における第三者評価の推進組織として、平成18年度に設置されました。

秋田県社会福祉協議会（以下「本会」）は、委員会の事務局を担い、これまで、評価機関の認証や調査者の養成・確保、秋田県版の評価基準項目策定など本県における第三者評価推進体制の整備に努めてきました。

平成25年度からは、委員会の事務局を秋田県健康福祉部福祉政策課に移管することとなりました。今後は、秋田県主導による第三者評価推進体制が明確化され、本会は評価機関の一つとして引き続き福祉サービスの質の向上に努めていきます。

第三者評価の義務化

第三者評価の受審は、社会福祉法第78条で努力義務として規定されており、事業者の任意による取り組みですが、平成24年度から、社会的養護関係施設（※）への第

三者評価が義務付けられました。

この理由は、子どもが施設を選ばない措置制度であり、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であるためです。

また、子どもの最善の利益を実現するため、3年に1回の第三者評価受審のほか、毎年1回の自己評価も義務付けられています。

本県では、平成24年度に調査者の確保など実施体制を整えたため、各施設では平成25・26年度に1回の第三者評価受審が義務付けられます。

※児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設のうち、本県には情緒障害児短期治療施設は設置されていません。

高齢者施設も評価対象に

本県では、社会的養護関係施設のほかに、保育所と障害児・者施設を評価対象としており、高齢者施設は「介護サービス情報の公表制度」など他制度による質の向上を促す仕組みが先行していたこともあり、第三者評価の対象ではありませんでしたが、厚生労働省から特別養護老人ホームや通所介

護、訪問介護の評価基準ガイドラインが示されたことに伴い、本県では平成25年度から、特別養護老人ホームのみ評価対象施設に加えました。

利用者への良質な福祉サービスを提供するための取り組みの一つとして、各施設における積極的な第三者評価の受審を期待します。

平成18～24年度末までに受審した施設

施設種別	施設名（ ）は受審年度
保 育 所	・ 檜山保育園 (H19)
	・ あおぞら保育園 (H19)
	・ さくら保育園 (H23)
	・ あきた保育所 (ひまわり 保育園)(H23)
	・ 大館乳児保育園 (H23)
	・ かんば保育園 (H23)
	・ グリーンローズ保育園 (H23)
	・ ごしよの保育園 (H24)
障 害 児 (者) 施 設	・ かわしり保育園 (H24)
	・ こひつじ保育園 (H24)
	・ わかこま保育園 (H24)
	・ 大野保育園 (H24)
社会的養護関係施設	・ 東山学園 (H21)
	・ 更望園 (H22)
	・ 秋田県高清水園 (H22)
	・ 明成園 (H23)
	・ 秋田県立医療療育センター (H24)
	・ 秋田赤十字乳児院 (H19・23)
	・ 白百合ホーム (H22)

※ 東京都の委託施設は、東京都の評価機関による評価を受審しているため上記には含みません。

安心して暮らせる

福祉でまちづくりをめざして

平成25年度秋田県社会福祉協議会事業方針及び予算

本県の高齢化率は、前年同期に比べ0.8ポイント上昇し、30.4%（平成24年7月1日現在）、県人口も平成25年2月1日現在、105万9,674人で毎年1万人以上の人口減少が続いています。

また、社会経済情勢の悪化や低迷からくる事業所倒産、リストラ等による失業の結果、経済的困窮者や低所得者の増大とともに、幅広い年代で引きこもりや地域社会からの孤立、孤独に陥っているケースも顕在化しており、本県の喫緊の課題となっています。

国では、こうした社会情勢、特に生活困窮者の増大等を踏まえ、谷間のない相談体制と伴走型の多様な支援を内容とする新たな生活困窮者支援制度の構築を目指して「生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会報告」をまとめ、モデル事業をスタートさせます。県も、多様化する地域の生活福祉課題に対応する包括的地域ケア体

制の構築をさらに推進するため、より実効性ある効果的な仕組みづくりを目指して「地域福祉再構築推進事業」に取り組む予定です。

本会では、国・県の動向を踏まえつつ、これまで取り組んできた地域福祉トータルケア推進事業のさらなる推進強化や昨年、全国社会福祉協議会が策定した「社協・生活支援活動強化方針」の具現化に努めるとともに、生活困窮者支援の一つとして、引き続き、社会福祉事業所における就労の確保や就労訓練の場づくりなどに積極的に支援していきます。

本会の地域福祉活動計画「あきたの幸せ・発展プラン」の目標でもある地域で暮らす誰もが安心して暮らせる福祉でまちづくり、福祉コミュニティの形成を目指し、次の5つの基本方針に沿って、全国的な地域福祉の推進に積極的に取り組みます。

《基本方針1》

県民総参加で支え合う

福祉でまちづくり

「地域の住民参加による、誰もが安全に、安心して暮らせる「福祉でまちづくり」の実現に向け、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）における地域福祉推進のキーパーソンといえるコミュニティソーシャルワーカー（約150名）のスキルアップをはじめ、実践力の向上を図る強化事業に取り組み、地域福祉トータルケア推進事業（以下、「トータルケア」という。）の発展強化を目指します。

特に、昨年10月に全国社会福祉協議会が策定した「社協・生活支援活動強化方針」は、本県で進めてきたトータルケアと重なる部分が多いことから、現状の社協活動の自己点検を進め、社協・生活支援活動強化方針を踏まえたさらなる事業の具現化に努めます。

さらに、県が進める予定である「地域福祉再構築推進事業」に積極的に関わりながら、多様化・顕在化する本県の生活福祉課題への対応や生活困窮者支援も含め、今後のトータルケアの推進や社協・生活支援活動強化方針の方向性も模

索していきます。

また、要援護者の見守りや生活支援、孤立化の防止などに成果を上げてきた「小地域ネットワーク活動」や「ふれあい・いきいきサロン」による居場所づくりなど、地域の活動実態を把握しつつ、拡充や活性化につなげるとともに、モデル町内会・自治会（区）における地域での支え合いの実践を評価しながら、全県的な普及・拡大を目指したセミナーを開催します。

ボランティア活動の推進では、東日本大震災の経験を踏まえ昨年度本会で提示した「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル作成ガイドライン」を基に、地震や津波などの自然災害の発生を想定した市町村社協の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成に向けた支援を図るほか、災害ボランティアコーデイネーターの養成・確保等にも継続して取り組みます。さらに、本会における災害時の行動指針の策定や災害時に活動する地域ボランティアの育成も進めます。

地域福祉の推進基盤の強化では、特に中核となる人材育成を目指して、市町村社協の新任職員や介護保険事業等の職員を対象に引き続き研修を実施するとともに、

個別支援を通じ、地域福祉を推進する市町村社協の存在意義の確立や強化に支援するほか、民生児童委員の一斉改選を踏まえた民生児童委員協議会活動の円滑な組織運営に協力します。

《基本方針2》 新たな生活福祉課題の 解決に向けた協働体制づくり

県民が抱える多様な生活福祉課題の解決に向けては、地域福祉推進委員会における関係機関や団体との連携・協働によるネットワークを強化し、成年後見制度の活用推進や災害時における避難・支援拠点としての社会福祉施設等の役割・機能の明確化、関係団体が抱える課題解決の体制づくりに向けて引き続き研究協議を進め、連携協働活動及び政策提言に生かします。

特に、成年後見制度の活用や理解促進に向けては、福祉サービス利用者及び家族等に対する普及・啓発事業を県内6カ所で開催します。

一方、25年度は、本会の地域福祉活動計画「あきたの幸せ発展プラン」の最終年度にあたることから、5年間の評価・検証とともに次期地域福祉活動計画の策定に取り組みます。

また、県民の社会福祉に関する

理解と関心を高めるため、ホームページや広報、会員向けメルマガジンの内容の充実など情報提供機能の強化に努めるとともに、社会福祉大会や「認知症」をテーマとした県民フォーラムの開催などを通じて県民・福祉関係者の共通認識を図ります。

《基本方針3》 福祉サービス利用者の保護・ 相談支援体制の強化

認知症の高齢者・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な方、または日常生活に不安のある方が、地域社会で自立して生活するための日常的な金銭管理及び必要な福祉サービスの利用を援助する「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」においては、基幹的社会福祉協議会の専門員の増員を図り、本事業の利用ニーズの増大に応えながら、支援を必要とする方々の自立した生活の援助を拡充します。

一方、福祉サービスの利用者の利益の保護、福祉サービスの質の向上を目指す「運営適正化委員会」では、的確な苦情対応や解決のため助言、適切な機関の紹介などの相談機能の強化に努めるとともに、引き続き日常生活自立支援事業

業の適切な助言・指導による運営監視機能の強化を図ります。

さらに、生活福祉資金貸付事業については、国の「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」や全社協の「社協・生活支援活動強化方針」のなかで、社会的孤立や生活困窮者、失業・生活再建などの課題解決に向けた取り組みの強化が求められています。引き続き、市町村社協をはじめ、民生児童委員や福祉事務所等との連携強化を図るとともに、相談等体制整備事業補助金を活用し、きめ細かな相談支援と適正な債権管理に努め、社会的に保護を必要としている世帯の自立支援に取り組みます。

《基本方針4》 社会福祉経営の基盤強化と 福祉サービスの質の向上

福祉保健事業従事者を対象とした階層別・段階別研修体系に基づく「福祉保健研修（21コース）」をはじめ、認知症介護関連の研修や介護福祉士等の資格取得を目指した受験準備講習会を実施し、福祉事業従事者の資質向上や専門性の確保に取り組みます。

また、福祉職場への雇用拡大に向けて、「福祉人材確保支援事業」

による積極的な求人開拓に取り組むとともに、社会保険労務士等の専門職の派遣・助言・指導を通じて労働環境の改善を進めます。

さらに、福祉従事者の安定確保と就労の定着化を図ることが重要とされていることから、「社会福祉施設経営指導事業」を通じた社会福祉施設・事業所の継続的・安定的経営基盤の確立も目指します。

一方、厳しい雇用情勢が続くなか、解雇や離職等の方々に対して介護保険事業所等での実務訓練及び就労を支援する「介護職へのキャリア転換就労支援事業」にも引き続き取り組み、生活困窮者の支援にもつながるよう「無料職業紹介事業」とともに福祉職場の人材確保に取り組みます。

福祉サービスを安心して利用するためのサービスの質の確保・向上については、社会的養護関係施設への福祉サービス第三者評価の受審義務化や特別養護老人ホームへの評価対象拡大など、第三者評価事業の実施体制が推進されてきたことから、第三者評価機関としても積極的な受審促進を図り、利用者本位のサービスの質の向上を目指します。



平成 25 年度 一般会計予算

経 理 区 分	予算額 (単位：千円)
1 法人運営事業	80,301
2 社会福祉大会開催、広報発行、メールマガジン 配信等	2,907
3 トータルケア事業等の市町村社協支援事業	1,594
4 各種別協議会支援、資格取得支援等の研修事業	28,581
5 災害ボランティアコーディネーター養成等	3,641
6 民生委員互助共励事業	5,854
7 共同募金配分金事業	6,001
8 退職手当積立事業	10,656
9 ふれあい安心電話システム推進事業	41,195
10 善意銀行（県民や企業・団体等からの寄附の受 入、調整、払出）	2,027
11 地域福祉推進委員会事業	6,467
12 福祉職場の求人斡旋等の福祉保健人材センター 事業	20,778
13 福祉施設経営指導事業	5,292
14 福祉サービス評価事業（第三者評価）	5,685
15 日常生活自立支援事業 （地域福祉権利擁護事業）	38,736
16 大規模災害発生時におけるボランティア支援等	1,299
17 介護職へのキャリア転換就労支援事業、福祉人材確 保事業	48,215
18 社会福祉会館支援サポーター確保事業	2,735
一 般 会 計 合 計	311,964

全県の地域福祉を総合的に推進するためには、本会の組織・財政基盤の確立が重要であり、引き続き会の円滑な運営と組織の強化に取り組みとともに、国・県の補助・受託事業の確保、拡充に努めます。さらに、図書販売や施設の火災・自動車共済、自動車リース化などの促進を図り多様な自主財源の確保に努めるとともに、会員制度に基づく特別会員の拡大に向けて、事業所訪問にも積極的に取り組み、財政基盤の強化を目指します。

《基本方針5》
安定した経営基盤
推進体制の強化

また、職員のさらなる意識改革や組織の活性化につなげるため、新たに「業務目標評価・能力評価」を導入するとともに、25年度で終了する現活動計画の評価と新たな活動計画の策定に取り組みます。

一方、秋田県社会福祉会館は、オープンから25年以上が経過し、経年劣化による修繕箇所も多いため、会館利用者の安全・安心の確保に向けて県と協議しながら計画的な修繕を積極的に進めるとともに、会館の機能を活用した障害者や高齢者の交流促進、健康増進などを展開するための会館サポーターの養成・確保事業にも引き続き取り組みます。

皆様の善意

〔平成24年11月～平成25年3月末〕

◎一般金銭預託◎

- ・タプロス株式会社 様
- goodライフフェア2012主催店
- 一同 様
- 287,882円
- ・NTT秋田グループ・チャリティバザー事務局 様
- 206,800円
- ・秋田県火災共済協同組合 様
- 90,775円
- ・株式会社第一会館 様
- 10,700円
- ・富国生命保険相互会社 様
- 156,689円
- ・北都銀行職員組合 様
- 34,204円
- ・秋田ゼロックス株式会社社員一同 様
- 89,316円
- ・協和石油株式会社 様
- 150,000円
- ・秋田県書道連盟 様
- 50,000円
- ・株式会社ジャパンビバレッジ東北 様
- 330,000円
- ・株式会社男鹿水族館 様
- 255,793円
- ・秋田銀行吹奏楽団 様
- 50,000円



株式会社 NTT 東日本・秋田 様
NTT 秋田社会貢献推進会議 様 から車椅子贈呈式
NTT - ME 秋田事業所 様

マッチングギフトプログラム
車椅子購入資金として

- ・株式会社NTT東日本・秋田 様
- 362,440円
- ・NTT秋田社会貢献推進会議 様
- 412,040円
- ・NTT - ME秋田事業所 様
- 49,600円
- ↓リクライニング式車椅子3台
とスタンダードタイプ車椅子
10台・車椅子用テーブル13
個を購入し県内老人福祉施設
10カ所、県内障害福祉施設3カ
所へ

◎指定金銭預託◎

・大相撲秋田場所実行委員会 様

142円

↓福祉全般へ

・日本吹き矢連盟秋田八橋支部 様

10,000円

↓福祉全般へ

・秋田県卓球協会・ラージボール卓球大会参加者一同 様

180,000円

↓歳末たすけあい募金へ

・秋田県商工会女性部連合会 様

10,000円

↓福祉全般へ

◎物品預託◎

・秋田県宅地建物取引業協会 様

洗濯用粉末洗剤96箱・

ボックスティッシュ480箱

↓秋田市内母子生活支援施設4カ所へ

・株式会社秋田放送 様

点字カレンダー150部

↓県内の視覚障害者施設および団体3カ所へ

・秋田県雪印メグミルク会 様

スタンダードタイプ車椅子3台

↓県内の老人福祉施設3カ所へ

・秋田県遊技業協同組合 様

フルリクライニング式車椅子6台

自走式アルミ製車椅子6台

↓県内の老人福祉施設5カ所・

障害福祉施設1カ所へ

・秋田県遊技業協同組合 様

オレンジジュース63ケース

↓県内の知的障害者・児施設10カ所・

秋田県社会福祉協議会へ

・青少年音楽の家運営委員会 様
第29回国民文化祭あきた2014
プレコンサートチケット50枚

↓県内の老人福祉施設1カ所へ

・秋田銀行 様

スタジオジブリレイアウト展
チケット600枚

↓県内社会的養護関係施設・

特別支援学校22カ所へ



秋田銀行 様からのスタジオジブリレイアウト展チケット贈呈式

・秋田県写真協会 様 写真169枚

↓県内の老人・障害福祉施設21カ所へ

・住友生命保険相互会社 様

フエイスタオル3480枚

↓秋田市内保育所26カ所・秋田

市内デイサービスセンター

1カ所・秋田市内障害福祉施設1カ所へ

・株式会社ツルハホールディングス 様

クラシエホールディングス株式会社 様

スタンダードタイプ車椅子5台

↓横手市社会福祉協議会へ



株式会社ツルハホールディングス 様 からの車椅子贈呈式
クラシエホールディングス株式会社 様

災害遺児愛護基金事業関係

◎災害遺児愛護基金事業金銭預託◎

・秋田県労働福祉協議会 様

100,000円

・秋田春光懇話会 様

13,000円

・損保ジャパン秋田支店 様

AIRジャパン秋田支部 様

JISA秋田支部 様

78,559円

・浄土宗青年会 様

26,298円

・協和石油株式会社 様

12,000円

・秋田市交通安全母の会連絡協議会 様

10,000円

・ギャラリィ杉 様

54,297円

・仙北市福祉保健部子育て推進課 様

58,804円

◎災害遺児愛護基金事業給付金◎

◆見舞金 1件(3名) 300,000円

◆激励金 43名 290,000円

◆入学祝金 5名 250,000円

◆卒業祝金 5名 250,000円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉への御寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会総務企画部

秋田市旭北栄町1-5

☎018-864-2711



福祉施設の事故・紛争円満解決のために

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

1 基本補償

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡 10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型)
保険料

+

【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,400円
通所: 1,500円

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
訪問介護、居宅介護支援等
- オプション2 ●施設の医療事故補償
医務室(診療所)での医療行為

2 個人情報漏えい対応補償

施設の利用者の個人情報が一漏えいし、施設(法人)に法律上の賠償責任が発生した場合の損害賠償金等を補償

3 施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

1 入所型施設利用者の傷害事故補償

2 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	死亡・後遺障害保険金額の3~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	8,000円・16,000円・32,000円
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
1 入所型施設利用者	1,410円
2 通所型施設利用者	960円

3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

1 施設の労災上乗せ補償

2 施設職員の傷害事故補償

3 施設職員の感染症罹患事故補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。



社会福祉法人

全国社会福祉協議会



株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン (SJ12-11806 2013.2.6作成)

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。



原 辰徳氏より車両1台をいただきました。原 辰徳氏は親交のある秋田市の瀬下建設工業代表取締役社長 瀬下 和夫氏の招きで、毎年来県し、病院の小児科病棟や社会福祉施設を訪問するなどの社会奉仕活動とともに、チャリティオークションを行っています。

今回寄贈された車両(トヨタ・プリウス)は、本会を通じて潟上市に贈呈され、慰問先の施設で贈呈式が行われました。車両は地域の社会福祉活動全般に活用されます。



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社様(東京、鈴木久仁社長)から、社会貢献活動の一環として社会福祉全般において有効に役立ててほしいとのこと、秋田県社会福祉協議会にRV車1台を寄贈いただきました。この活動は、あいおいニッセイ同和損害保険関連会社の社員の皆様から募金いただき、全国の公共施設や福祉関係の団体、施設に福祉車両などを贈呈しているものです。

今回寄贈された車両は、災害時の支援活動や各市町村社会福祉協議会の事業支援などに活用させていただきます。

昨今の社会経済情勢が厳しいなかで、今回の車両寄贈は大変ありがたいものであり、役職員一同、深く感謝申し上げます。

★ NEW ★
もっと頼れる医療保険
新EVER
エヴァー

■月払保険料[団体取扱]スタンダードプラン
(定額タイプ)入院日額5,000円+総合先進医療特約
保険期間:終身(総合先進医療特約は10年更新)
保険料払込期間:終身(総合先進医療特約は10年更新)

契約日の満年齢	男性	女性
0歳	1,457円	1,418円
10	1,528	1,545
20	1,735	1,859
30	2,076	2,121
40	2,709	2,449
50	3,758	3,175
60	5,486	4,449
70	8,262	6,546
80	12,121	9,622

(2012年5月現在)

※保険料は、被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨て)によって決まります。
※(総合先進医療特約)の更新後の保険料は、更新時の被保険者の満年齢・保険料率により決まります。

商品の詳細につきましては「パンフレット(契約概要)」をご覧ください。

1 頼れる 病気(がんを含む)もケガも一生涯保障します!
保障は途切れることなく一生続きます。
1泊2日はもちろん、日帰り(1日)入院も保障し、1回の入院は、最高60日まで保障します。

2 頼れる 日帰り入院後の通院から保障します!
日帰り(1日)入院後の「通院」も保障。短期入院後の通院治療を安心して受けられます。
(スタンダードプランの場合)

3 頼れる 約1,000種の手術を保障します!
「入院ありの手術」はもちろん、「入院なしの手術」や放射線治療を受けたときも保障します。
健康保険制度が適用されない先進医療を受けたときには、一時金をお支払いします。

4 頼れる ニーズに合わせて、プランが選べます!
【スタンダードプラン】・・・病気・ケガの「入院・手術」、さらに「通院」も保障します。
【ベースプラン】・・・病気・ケガの「入院・手術」を保障します。

先進医療をにかかる技術料のうち、自己負担した金額と同額をお受取りいただけます。
高額になる場合の先進医療の自己負担にも備えられます!

お支払い限度額 通算2,000万円まで!

*先進医療の保障の対象は、治療を受けた時点で厚生労働大臣の定める先進医療に該当する治療となり、先進医療を実施している医療機関は、医療技術ごとに異なり、限定されています。保障対象となる先進医療および先進医療を実施している医療機関は変更となる可能性があります。

●募集代理店 **ナカイ株式会社**
秋田支店 〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F ☎0120-712-816

●引受保険会社 **Aflac アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)**
秋田支社 〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田3F
TEL: 018-863-9723 FAX: 018-863-9448

AF041-2012-0035 6月11日